

青梅市立第二小学校 いじめ防止基本方針

青梅市立第二小学校
校長 関谷 望

1 本校におけるいじめ防止のための基本姿勢

本校では全ての職員が「いじめは、どの学校、どの学級でも起こり得るものであり、いじめ問題と無関係ですむ児童はいない」との認識にたち、全校児童が「いじめのない明るい学校生活」を送ることができるように、「青梅市立第二小学校いじめ防止基本方針」を策定する。

いじめ防止のための基本方針として、以下の4つのポイントをあげる。

- 「いじめ問題に対応できる力を育てるために～いじめ防止教育プログラム」を全教職員が共通理解し、いじめを許さない、見過ごさない授業・学級・学年・学校づくりに努める。
- 「ほめるをしかける」取組を共通実践し、児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- いじめの未然防止、早期発見、早期対応に努める
- 重大事態が発生した際は青梅市教育委員会や関係機関・専門家と連携を密にし、当該事案に対処する。

2 いじめ未然防止のための取組

(1) いじめを許さない、見過ごさない授業・学級・学年・学校づくりに努める。

ア いじめゼロ宣言（小中連携の取組）

いじめゼロを目指した児童会活動を推進する。

イ いじめ防止標語づくり

いじめ防止に関する標語を全校で作成し、掲示する。（二小いじめゼロ宣言）

ウ 良いところを見つけ、ほめながら認め合う学級づくり

友達の良いところ、成長したところを発見し、喜び合う取り組み。学び合う学級づくりをする。

エ 他者と関わる活動の充実

集会活動、学校行事などのなかで、協力したり協調したりすることを学習し、人とよりよく関わる力を身に付けさせる。

オ 「共に学ぶ喜び」の実現

ペアやグループでの話し合い等を積極的に授業に取り入れる。

カ 授業規律の構築

「チャイム着席」の習慣や、授業中の正しい姿勢、発表の仕方や聞き方の指導を徹底する。

(2) 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。

ア 一人一人が活躍できる学習活動

- ・児童の実態を十分に把握し、よりよい学級経営に努める。
- ・児童が学習の見通しをもち、価値を振り返りながら、次の授業へつなぐ実践に努め、児童一人一人が成就感や充実感をもてる授業を実現する。

イ 道徳教育の充実

- ・道徳の授業を通して、児童の自己肯定感を高める。
- ・全ての教育活動において道徳教育を実践し、人権尊重の精神や思いやりの心を育てる。

ウ 人とつながる喜びを味わう体験活動

- ・様々な学校行事の中で、集団体験や話し合い活動を積み重ね、他者の考えに気付かせながら、コミュニケーション力を育成する。

(3) 教員の人権感覚を高める。

ア 不適切な認識や言動、差別的な態度や言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることを理解し、認識や言動を日々改めていく。

イ 教員の人権感覚を高め、人権に配慮した言語環境や教室環境を整える。

3 いじめ等の未然防止・早期発見・早期対応

(1) いじめ発見のために、様々な手段を講じる。

ア 青梅市いじめ調査アンケート（年4回、6月、9月、11月、2月）を確実にいき、いじめの早期発見、早期対応に努める。

イ スクールカウンセラーと連携を図り、教育相談の充実に努める。（第5学年児童の全員面談の確実な実施 等）

ウ 児童、保護者と学校の信頼関係を築き、個人面談を行う等、円滑な連携を図るように努める。

エ 休み時間にも児童の様子に目を配ったり、個人ノートや日記などから、交友関係や悩みを把握したりする。

(2) いじめ早期解決のために、全職員が一致団結して問題の解決に当たる。

ア いじめを発見したときは、学年主任（担任）、管理職へ速やかに報告し、早期解決に努める。

イ 保護者からいじめの相談があった場合には、面談により迅速かつ誠実に対応する。（複数対応を原則とし、柔軟に対応する）また、速やかに青梅市教育委員会へ報告する。

ウ 担任のみの対応に留めず、状況に応じて学年対応・管理職対応を実施したり、「いじめ対策委員会」で検討して全校体制で役割分担をして対応に当たったりする。

エ 情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている児童の身の安全を優先に考え、いじている児童・生徒に対して毅然とした態度で指導に当たる。

オ 関係諸機関や専門家との連携を密にする。

4 重大事態への対応

ア いじめられた児童の安全確保を第一に行う。

イ 重大事態発生について、速やかに青梅市教育委員会へ報告をする。

ウ 青梅市教育委員会が行う調査に協力する。

エ 調査結果については、いじめを受けた児童の保護者に対し事実関係等の情報を適切に提供する。

オ いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。

カ いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるために必要があると認められるときは、一定期間、別室等において学習を行う等の措置を講ずる。

キ いじめを見ていた児童に対して、自分のこととして捉えさせる。

ケ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案については警察と連携する。

コ 保護者会を開くなどして保護者と情報を共有する。

5 いじめ問題に取り組むための校内組織

ア いじめ・不登校対策委員会

校務分掌に「いじめ・不登校対策委員会」を位置付け、いじめ防止や対応についての措置を実効的に行う。構成メンバーは校長、副校長、主幹教諭、生活指導主任、特別支援コーディネーター、養護教諭、スクールカウンセラーとし、定例開催し、情報交換を行い、早期発見に努める。また、必要に応じて臨時の委員会を開催し、当該学年担任等も加わる。

イ 生活指導情報交換会

週に一度（木曜夕会時）生活指導、児童理解、情報交換を実施し、学級・学年内の問題を抱え込まず、全体で共有する。

6 家庭や地域、関係機関との連携

- ア いじめ問題が発生した場合は、速やかに青梅市教育委員会に報告し、家庭との連携を密に解決を図る。その際、学校側の取組について伝えるとともに、家庭での様子や交友関係についての情報を集め、指導に生かす。
- イ 重大事態発生時は、青梅市教育委員会に助言・指導を求め、学校として組織的に対応する。
- ウ 青梅市教育相談所やスクールソーシャルワーカーと連携しながら指導を行う。
- エ いじめられている児童が学校や家庭に相談できない場合は、「いのちの電話」等のいじめ問題等の相談窓口を利用するよう促す。
- オ 学校内だけでなく各種団体や専門家と協力して対応する。
- カ P T A会合や学校運営協議会、民生委員との連絡会、スクールガードリーダー・防犯パトロール連絡会等、様々な会合で、いじめ問題等、健全育成について情報交換をする。

7 いじめ問題への取組の年間計画

※いじめ・不登校対策委員会：4/7、6/22、11/2、12/14、3/1、3/26

	情報収集、児童・生徒理解	指導、啓発活動	教員の資質向上等
4月	保護者会	学校説明会	いじめ防止研修会①4/3
5月	スクールカウンセラー全員面接 (5年生)		
6月	アンケート① 保護者会	ふれあい月間 二小いじめゼロ宣言(標語) いじめ防止に関する朝会 いじめに関する道徳授業①	アンケート結果への対応
7月	個人面談	SOSの出し方に関する授業 小学校オンライン交流会	児童理解協議会 7/16
8月			基本方針の見直し 有効性の検証
9月	アンケート② (記名・無記名選択式)	道徳授業地区公開講座 9/5	アンケート結果への対応 いじめ防止研修会②9/24
10月		いじめ防止に関する朝会	
11月	アンケート③	ふれあい月間 いじめに関する道徳授業②	アンケート結果への対応
12月	保護者会 個人面談(希望制)		いじめ防止研修会③12/25
1月		あいさつ運動スペシャル	
2月	アンケート④	ふれあい月間 いじめに関する道徳授業③	アンケート結果への対応 児童理解協議会 2/17
3月			次年度への引継ぎ情報確認